

長期使用の歯科用ユニットについてお知らせとお願い

平素より弊社製品には格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社の歯科用ユニットの耐用期間（※1）は製造より10年間です。この期間を超過しますと経年劣化や可動部の摩耗等、使用状況による要因で、部品の脱落、装置の転倒など思わぬ事故につながる可能性もございます。

歯科用ユニットは特定保守管理医療機器であり、厚労省通知（※2）に基づき、医療機関様にて安全使用のための日常点検を実施いただく必要がございます。その際、少しでも装置に異常を確認された場合には、最寄りのディーラ、または（株）ヨシダ営業所までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、販売終了後に一定期間経過した製品については、修理部品の供給が終了している場合もあります。その際は修理対応できない事もございますので、あらかじめご了承賜ります様お願い申し上げます。

<お願い：点検のポイント>

添付文書や取扱説明書に記載された点検を実施してください。

長期間使用されている歯科用ユニットは下記部分の摩耗、可動時の異常音、可動部の緩み等がないことをご確認ください。

- ・ テーブル及び、バランスアーム
- ・ アシスタントハンガーのアーム
- ・ チェア（上下、寝起き）
- ・ 無影灯

（※1）耐用期間

医療機器が適正な使用環境と維持管理の基に、適切な取扱いで本来の用途に使用された場合、その医療機器が設計仕様書に記された機能及び性能を維持し、使用することができる標準的な使用期間であり、法令に基づき添付文書に記載。

（※2）厚労省通知

厚生労働省医政局地域医療計画課長及び、厚生労働省医政局経済課長よりが発出された「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」

医政総発 0708 第 1 号. 医政地発 0708 第 1 号. 医政経発 0708 第 2 号. 通知

2024 年 6 月 20 日

吉田精工株式会社

品質保証部